



契 約 書 (案)

分任契約担当官 環境省自然環境局新宿御苑管理事務所長 櫻井洋一（以下「甲」という。）と 新宿御苑保全利用協働推進グループ 代表者 一般財団法人国民公園協会会長 杉山博孝（以下「乙」という。）及び （以下「丙」という。）とは、甲が排出する廃棄物の収集・運搬及び処分に関して、次の条項により契約を締結する。

- 1 請負業務 新宿御苑廃棄物リサイクル処理等業務
- 2 契約単価
- | | | |
|--------------|---------|---|
| 可燃ごみ（刈り芝を除く） | 1 kg当たり | 円 |
| 可燃ごみ（刈り芝） | 1 kg当たり | 円 |
| 不燃ごみ | 1 kg当たり | 円 |
| 空き缶（飲料用） | 1 kg当たり | 円 |
| 空き瓶（飲料用） | 1 kg当たり | 円 |
| ペットボトル（飲料用） | 1 kg当たり | 円 |
| 段ボール・用紙類 | 1 kg当たり | 円 |
| 粗大ごみ | 1 kg当たり | 円 |
| 廃蛍光管 | 1 kg当たり | 円 |
| 廃乾電池 | 1 kg当たり | 円 |
| バッテリー | 1 kg当たり | 円 |
| ガスライター | 1 kg当たり | 円 |
- （上記の単価に消費税は含まれない）
- 3 契約期間 平成30年10月1日から平成35年6月30日までとする。

（契約の内容）

第1条 甲が排出する廃棄物の収集・運搬及び処分を、丙が別紙「新宿御苑廃棄物リサイクル処理等業務仕様書」により作業を実施し、その対価を乙が支払うことを目的とする。

2 乙は、「甲」と「乙」が平成30年6月25日付けで締結した「新宿御苑維持管理業務」契約書（以下「委託契約」という。）に基づき、支払いを行うものとする。

（業務の範囲）

第2条 丙は、新宿御苑から発生する廃棄物を、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令等に基づき適正に処理するものとする。

（搬出場所）

第3条 甲の廃棄物を搬出する場所は、新宿御苑内廃棄物集積所及び菊栽培所とする。

(契約保証金)

第 4 条 丙は、乙の指名する職員（監督員）の指示に従うものとする。

(権利等の譲渡)

第 5 条 丙は、この契約によって生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、または継承してはならない。ただし、書面により甲の承認を得た場合はこの限りではない。

(請求)

第 6 条 丙は、毎月、廃棄物毎に検量証明書等を取りまとめ、廃棄物処理代金請求書（以下「代金」という。）を作成し、乙に支払いの請求を行うものとする。

2 乙は支払いに当たっては、甲の指名する職員（確認者）の確認を受けなければならない。

3 請求金額は、消費税を含めた額（契約単価に基づく代金に 100 分の 108 を乗じて得た金額（円未満については、切り捨てる。））とする。

(支払)

第 7 条 乙は、前条による適法な支払い請求書を受領したときは、その日から 30 日以内（以下「約定期間」という。）に代金を支払うものとする。

(支払遅延利息)

第 8 条 乙は、第 7 条の約定期間内に契約金額を丙に支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、契約金額に対し、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示により財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を遅延利息として丙に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払わないことが、天災地変当乙の責に帰すことのできない自由によるときは当該事由の継続する期間は、遅延利息の算定日数に参入しないものとする。

(価格の改定)

第 9 条 甲又は丙は、経済動向の著しい変動により契約金額が不相当であると認めたときは、相手方に対し、契約金額の変更を請求できる。

2 甲または丙は、前項の請求があったときは、物価指数等に基づき甲及び丙は協議して定める。

(契約の解除)

第 10 条 甲は、次の各号の一に該当するときは、催告することなくこの契約の全部又は一部を解除することができる。

一 丙の責に帰する事由により、丙がこの契約の全部又は一部を履行する見込みがないと認められるとき。

二 丙が第 5 条又は第 16 条の規定に違反したとき。

三 丙又はその使用人が甲の行う監督及び検査に際し不正行為を行い、又は監督官等の職務の執行を妨げたとき。

四 履行期限内に業務結果の提出がなかったとき。

2 甲は、丙が次の各号の一に該当すると認められるときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

別添1

- 一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
 - 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
 - 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- 3 甲は、丙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、催告することなくこの契約を解除することができる。
- 一 暴力的な要求行為
 - 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - 四 偽計又は威力を用いて甲等の業務を妨害する行為
 - 五 その他前各号に準ずる行為

（再受任者等に関する契約解除）

- 第11条 丙は、契約後に再受任者等（再受任者及び共同事業実施協力者並びに丙、共同事業実施協力者又は再受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）が第10条第2項及び第3項の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）であることが判明したときは、直ちに当該再受任者等との契約を解除し、又は再受任者等に対し契約を解除させるようにしなければならない。
- 2 甲は、丙が再受任者等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再受任者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再受任者等との契約を解除せず、若しくは再受任者等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

（違約金等）

- 第12条 甲が第10条又は前条第2項の規定により契約の全部又は一部を解除した場合は、丙は契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 2 丙が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 一 この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止

法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。)

- 二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「丙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、丙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - 三 納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - 四 この契約に関し、丙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 3 丙が前二項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（損害賠償）

- 第13条 甲は、第10条第2項、第3項又は第11条第2項の規定によりこの契約を解除した場合は、これにより丙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。
- 2 丙は、甲が第10条第2項、第3項又は第11条第2項の規定によりこの契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（表明確約）

- 第14条 丙は、第10条第2項及び第3項のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。
- 2 乙は、解除対象者を再受任者等としないことを確約する。

（不当介入に関する通報・報告）

- 第15条 丙は、自ら又は再受任者等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再受任者等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

（秘密の保全）

- 第16条 丙は、この契約の履行に際し知得した相手方の秘密を第三者に洩らし又は利用してはならない。

(紛争又は疑義の解決方法)

第17条 この契約について、甲乙丙間に紛争又は疑義を生じた場合には、必要に応じて
甲乙及び丙協議して解決するものとする。

本契約の証として本証3通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 住所 東京都新宿区内藤町1-1
氏名 分任契約担当官
環境省自然環境局
新宿御苑管理事務所長 櫻井 洋一 

乙 住所 東京都千代田区皇居外苑1-1
氏名 新宿御苑保全利用協働推進グループ代表者
一般財団法人国民公園協会
会長 杉山 博孝 

丙 住所
氏名 